

第 1 章 都市計画決定権者の名称

第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要



## 第 1 章 都市計画決定権者の名称

### 1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称 :川島町

代表者の氏名 :川島町長 飯島 和夫

所 在 地 :埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

### 1.2 事業者の名称及び所在地

名 称 :川島町

代表者の氏名 :川島町長 飯島 和夫

所 在 地 :埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

## 第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要

### 2.1 都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称：川越都市計画事業

(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類：土地区画整理事業

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 20 号)

### 2.2 都市計画対象事業の目的

本地区は、「第 5 次川島町総合振興計画」において、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、川島インター産業団地の整備・拡充をするための、「インター周辺関連開発地域」に位置づけられている。

埼玉県は、圏央道の整備に伴い、その周辺の産業立地の優位性が飛躍的に高まることから「第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針(H29～R3)」を策定し、圏央道沿線及び圏央道以北地域における計画的な産業基盤の整備を推進しており、本事業もその施策に寄与するものである。

本事業は、これらの背景を受け、当地区の持つ立地特性を活かし、川島町の土地利用方針に基づき、圏央道川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を実現するとともに、田園環境との調和を図ることを目的とする。

### 2.3 都市計画対象事業の実施区域

#### 2.3.1 計画地の位置

都市計画対象事業の実施区域(以下「計画地」という。)の位置は、図 2-1 及び写真 2-1 に示すとおりである。

計画地は、埼玉県比企郡川島町の南西部に位置している。計画地の北側は圏央道川島インターチェンジが隣接し、計画地西側は南北方向に走る一般国道 254 号が隣接している。

## 2.3.2 計画地の概況

### (1) 土地利用の状況

計画地の土地利用は、主として水田であり、他に畑地等が点在する。また、計画地の中央を主要地方道鴻巣川島線が南北方向に走っている。

なお、計画地には住居は分布せず、建築物としては、下水道処理施設（埼玉県荒川右岸流域下水道川島北中継ポンプ場）が立地するのみである。

### (2) 自然環境

計画地の植生は、水田が多くを占めており、一部に雑草路傍群落等の草がみられる。また、水辺環境として、計画地内及び計画地に隣接して農業用水等の水路が流れている。

また、計画地周辺地域も同様に水田、畑地が広がる環境であり、樹林地は分布しない。

### (3) 特に配慮を要する施設

計画地及び隣接地域には、学校、病院、福祉施設等の特に配慮を要する施設は立地していないが、計画地西側の一般国道 254 号を挟んだ約 300m に保育園、約 500m に診療所が立地している(写真 2-1)。

### (4) 地 形

計画地及び周辺地域は、起伏のない水田等が広がる平坦な地形を呈している。

### (5) 計画地周辺の状況

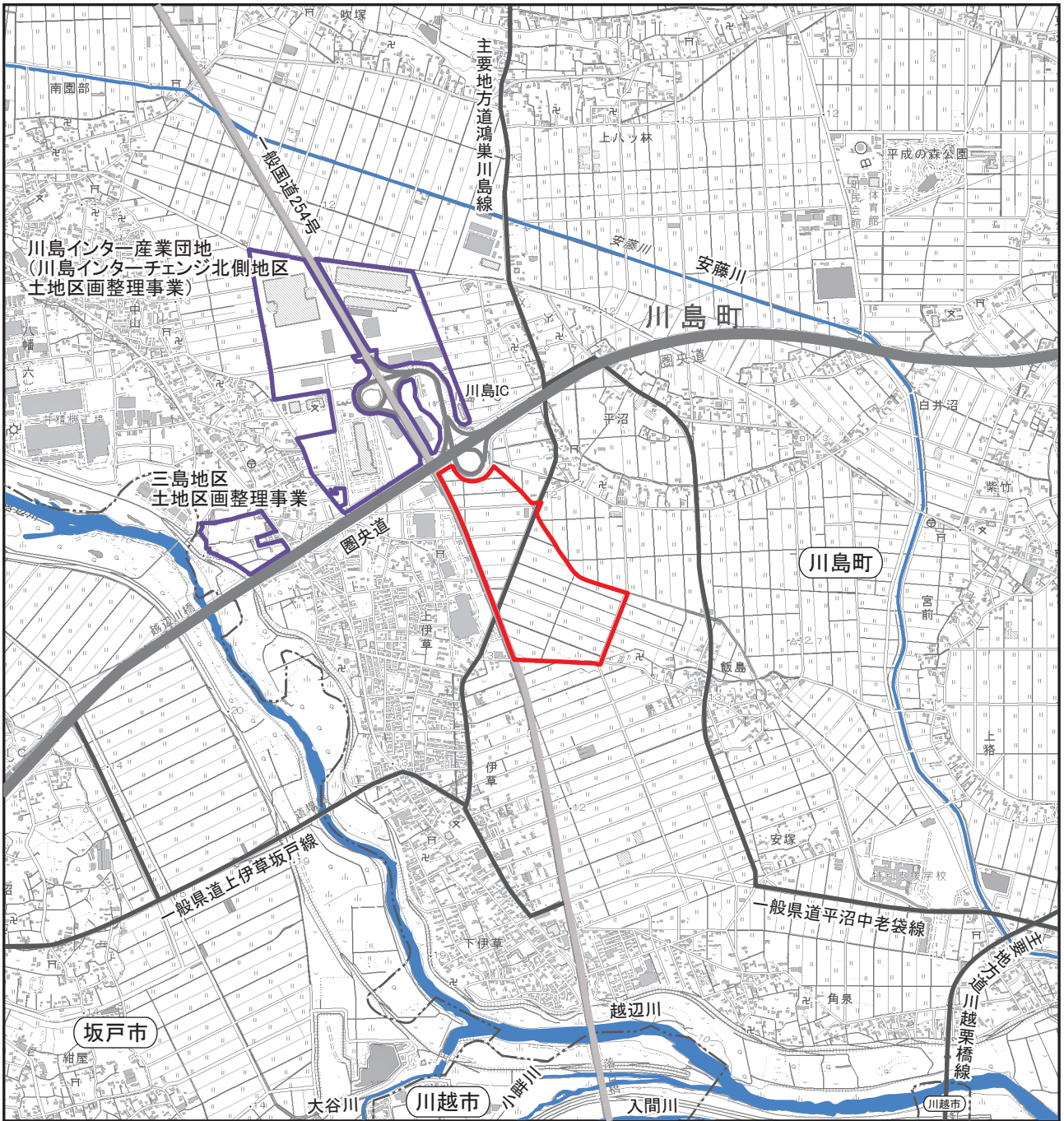
計画地の西側には一般国道 254 号が隣接して南北に走り、その沿道には大規模商業施設が立地している。計画地北側には圏央道川島インターチェンジ及び川島インター産業団地(川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業)が、その西側には三島地区土地区画整理事業地が位置している。

また、計画地の西側には一級河川である越辺川が南北に、南側には一級河川である入間川等が東西に流れている。

### (6) 計画地周辺の開発の状況

計画地北側の川島インター産業団地(川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業)は、平成 21 年に埼玉県環境影響評価条例に基づく事業完了報告が終了しており、現在、物流施設及び工場等が稼働している。

また、計画地北西に位置する三島地区土地区画整理事業は、産業系の土地利用がなされている。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- : 河川
- : 周辺の土地区画整理事業区域

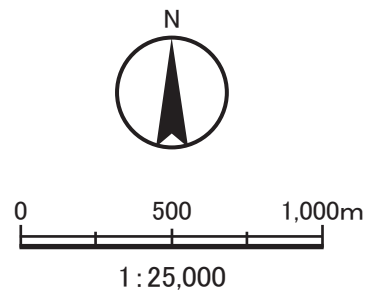
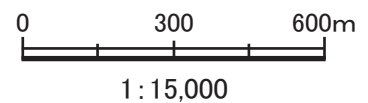


図2-1 計画地の位置



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 周辺の土地区画整理事業区域

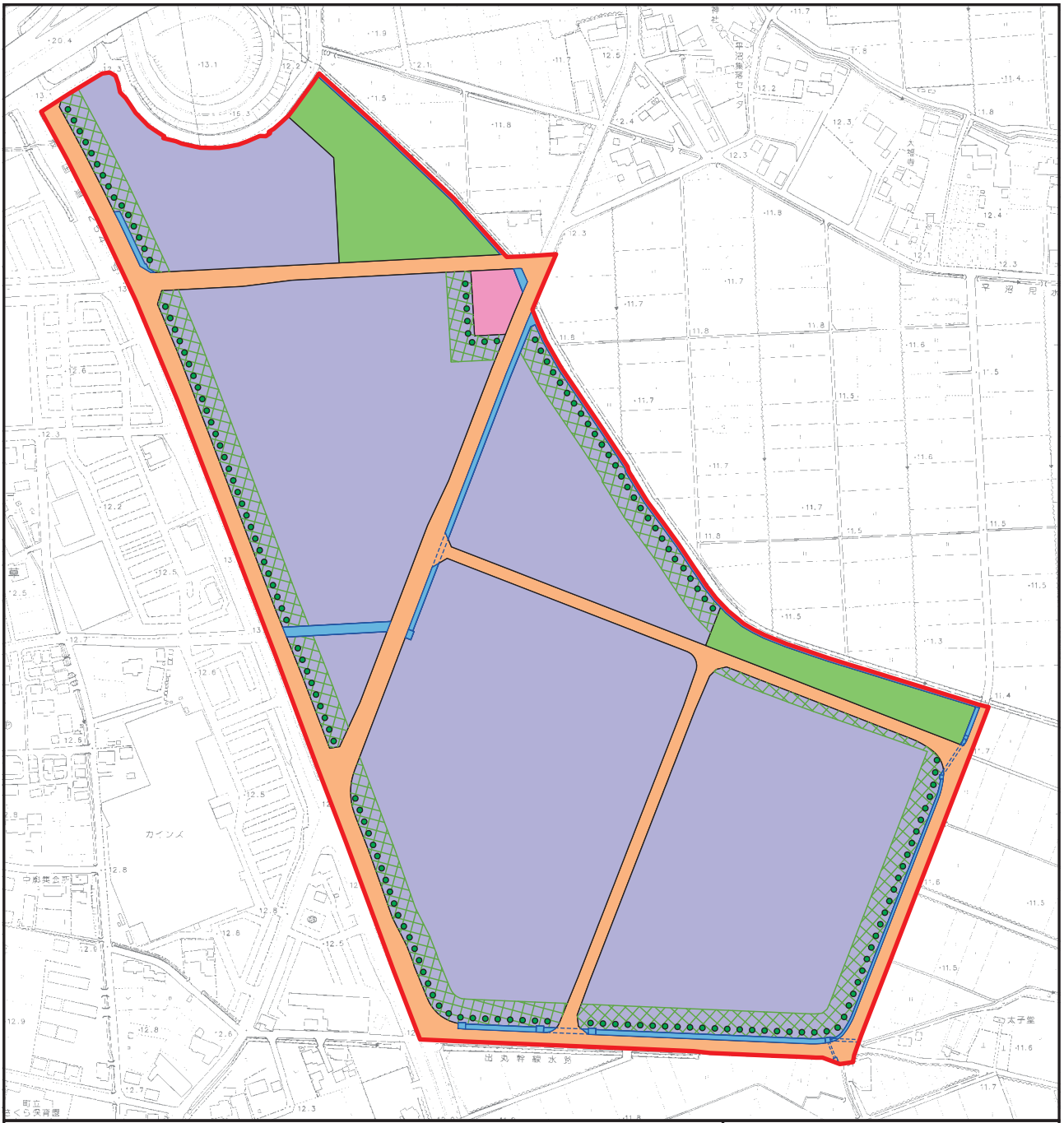


出典:「空中写真」(2019年8月撮影、国土地理院)

写真2-1 計画地の位置(航空写真)







凡例

- : 計画地
- : 企業用地
- : 下水道施設
- : 公園・緑地
- : 道 路
- : 水 路
- : 緩衝緑地帯
- : 高木植栽帯

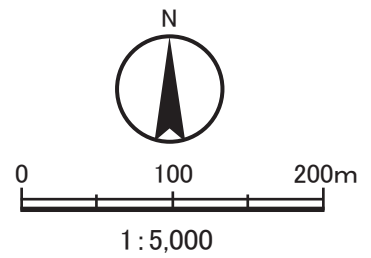


図2-2 土地利用計画図

## 2.6.2 進出予定企業の業種

現時点で予定している進出予定企業の業種は、表 2-3 に示すとおりであり、製造業、運輸業を予定している。

表 2-3 進出予定企業の業種

土地利用の区分	面積(ha)	進出予定企業の業種
企業用地	約 22.7	製造業、運輸業

## 2.6.3 道路計画

地区内の区画内道路として、区画道路(幅員約 6.0~10.0m)、幹線道路(幅員約 10.0~12.5m)を配置する計画である。

## 2.6.4 供給施設計画

### (1) 給水

川島町営水道より給水を受ける計画である。

### (2) 電力供給

電力小売業者と協議し、地区全体に電力を供給する計画である。

## 2.6.5 処理施設計画

### (1) 汚水排水

汚水排水については、進出企業ごとに汚水の排出量や水質が異なるため、進出企業ごとに個別処理を行い、下水道に放流する。

### (2) 雨水排水

雨水排水については、公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存水路に放流する。

### (3) 農業用水路

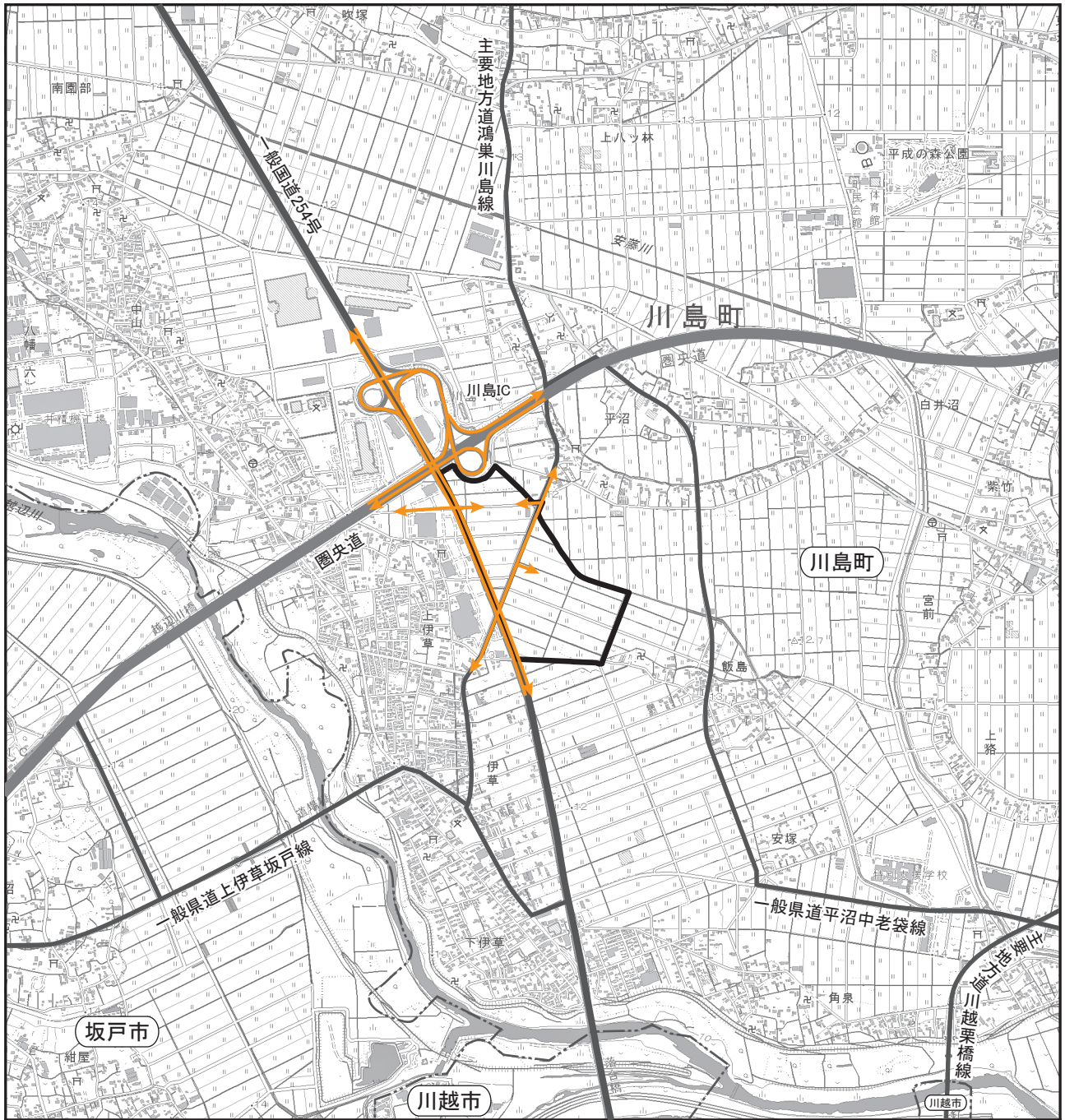
計画地内の農業用水路については、新たに水路整備を行った上で農業用水路の付け替えを行い、計画地の上流域から流下する農業用水を下流の既存農業用水路に接続させる。

## 2.6.6 廃棄物処理計画

供用時の廃棄物処理については、各進出企業において、個別に適正に処理を行う。

## 2.6.7 交通計画

供用時における関連車両の主要な走行経路は、図 2-3 に示すとおりであり、圏央道川島インターチェンジ、一般国道 254 号及び主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路を予定している。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- ↔ : 関連車両の主要な走行経路

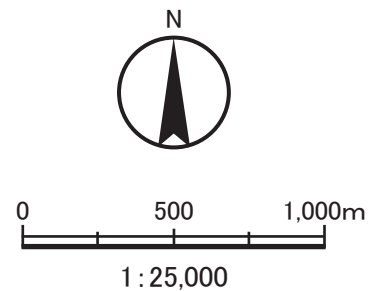


図2-3 関連車両の主要な走行経路(供用時)

## 2.7 工事計画

### 2.7.1 工事工程

工事工程は表 2-4 に示すとおりであり、土地区画整理事業に係る工事は令和 5 年 10 月～令和 7 年 3 月の 1 年 6 ヶ月を計画している。

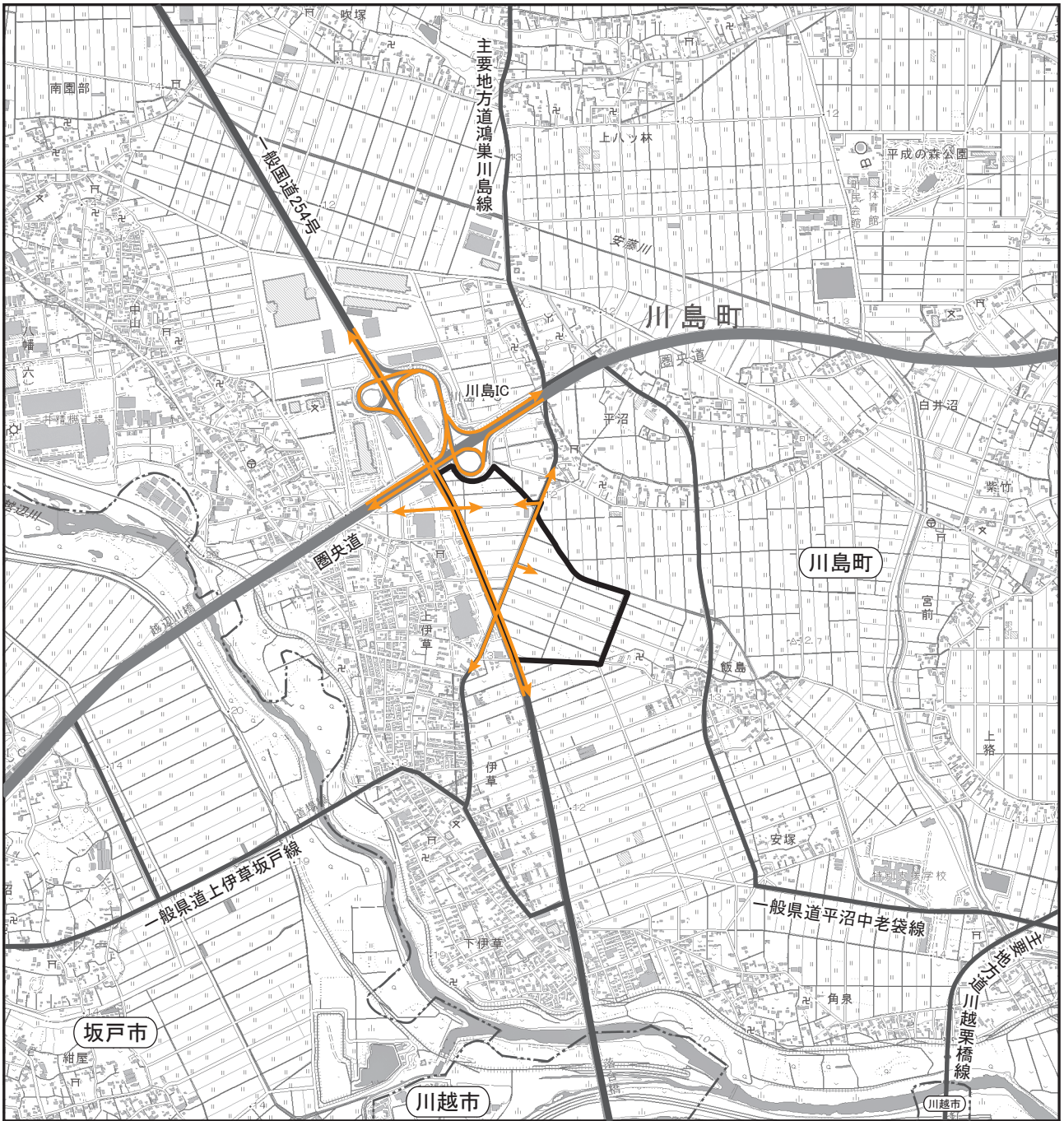
また、令和 6 年 9 月からは、進出企業による盛土工事、建設工事が行われる予定である。

表 2-4 工事工程

項目 \ 年度	R5 年度	R6 年度
1.道路工事		
2.用排水工事		
3.かんがい排水工事		
4.下水道工事		
5.上水道工事		
6.公園工事 (雨水流出抑制施設含む)	雨水流出抑制施設	公園工事
7.支障物除去工事		
8.付帯工事		
9.進出企業盛土工事		
10.進出企業建設工事		

### 2.7.2 資材運搬等の車両の走行経路

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、図 2-4 に示すとおりであり、圏央道川島インターチェンジ、一般国道 254 号及び主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路を予定している。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- : 資材運搬等の車両の主要な走行経路

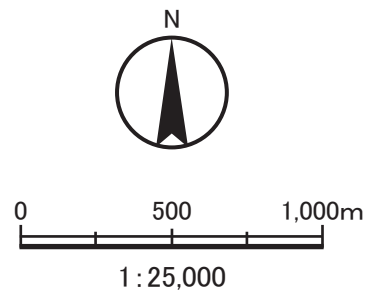


図2-4 資材運搬等の車両の主要な走行経路(工事中)

### 2.7.3 工事中における環境保全対策

工事にあたっては以下の環境保全対策を施し、周辺環境への影響を低減していく。

#### (1) 大気質

##### ① 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 建設機械は、排出ガス対策型の機種の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

##### ② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・ 資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

##### ③ 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・ 計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
- ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

#### (2) 騒音

##### ① 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

##### ② 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 必要に応じて適切な場所で防音対策を講じる。

### (3) 振 動

#### ① 建設機械の稼働に伴う振動の影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

#### ② 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

### (4) 水 質

- ・ 濁水については、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。
- ・ 必要に応じて土砂流出防止柵等を設置する。
- ・ 盛土箇所は速やかに転圧等を施す。
- ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。

### (5) 地 盤

- ・ 工事中においては、定期的に地盤沈下量、変形等を観測する。
- ・ 地盤性状に合わせた適切な工法を選定する。

### (6) 生物(動物、植物、生態系)

- ・ 保全すべき動物種については、改変区域外への移動を容易にするなどの環境保全措置を検討し、工事における影響を軽減する。
- ・ 保全すべき植物種については、必要に応じて移植などの環境保全措置を検討する。
- ・ 夜間工事の際の照明等による影響の軽減を必要に応じて検討する。
- ・ 工事中に発生する濁水の流出防止対策を実施し、下流域の生物への影響を低減する。

### (7) 自然とのふれあいの場

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないとともに、利便性の向上に資するよう、計画地内に緑地等を整備する。

### (8) 廃棄物等

- ・ 造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

## (9) 温室効果ガス等

### ① 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

### ② 資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。